つるぎ町教育振興計画（大綱）

第　２　期

令和２年４月

つるぎ町教育委員会

目　　次

第1章　教育振興計画の策定にあたって

1 策定の趣旨・背景 ・・・ P. 1
2 計画の期間 ・・・ P. 2

【基本構想】

第2章　基本理念
1 つるぎ町教育の基本理念 ・・・ P. 3
生涯にわたる学びを実現し、
町民一人一人の豊かな人生を創造する
2 つるぎ町の現状及び社会状況の変化と教育の課題

【基本計画】

第3章　基本目標
1 子どものすこやかな育成を実現し、
広い視野をもち地域とともにある教育の推進
2 生きる力を学び、健康で心豊かに暮らせる生涯学習の推進 ・・・ P. 4

第4章　施策の基本的な方向
1 子ども・子育て支援の充実 ・・・ P. 6
(1) 幼児教育の充実
(2) 幼稚園就園支援の推進 ・・・ P. 7
(3) 幼稚園・小学校の放課後支援の推進 ・・・ P. 8

2 学校教育の充実
(1) 確かな学力の育成 ・・・ P. 10
(2) 豊かな心と健やかな体の育成 ・・・ P. 11
(3) 特別支援教育の充実 ・・・ P. 13
(4) 未来をつくる教育の推進 ・・・ P. 14
(5) 安全教育・防災教育の推進 ・・・ P. 15
(6) グローバル化に対応した教育の推進 ・・・ P. 16
(7) 情報教育(ICT活用能力の育成)の推進 ・・・ P. 18
(8) 教職員の資質向上 ・・・ P. 20
(9) 学校の教育環境の充実

３ 生涯学習の推進
(1) 青少年の健全育成の推進 ・・・ P. 22
(2) 生涯学習活動の充実 ・・・ P. 23
(3) 人権教育の推進 ・・・ P. 24
(4) 環境教育の推進 ・・・ P. 26
(5) スポーツ施設の整備・有効活用の促進 ・・・ P. 27
(6) 各種スポーツ団体の活動推進 ・・・ P. 27
(7) スポーツ活動の普及促進 ・・・ P. 29

４ 地域・伝統文化の振興と推進 ・・・
(1) 地域文化の継承と振興 ・・・ P. 30
(2) 文化財の保護と活用の促進 ・・・ P. 31
(3) 芸術・文化活動の充実 ・・・ P. 32

第5章 計画の推進に向けて

1 町民の参画・協働による計画の推進 ・・・ P. 34
2 計画の推進と反省
3 町民への啓発

○ つるぎ町教育振興計画策定委員会設置要綱 ・・・ P. 35

第２期　つるぎ町教育振興計画（大綱）体系図

基本構想

基本理念

生涯にわたる学びを実現し、町民一人一人の豊かな人生を創造する

基本計画

基本目標

1　子どものすこやかな育成を実現し、広い視野をもち地域とともにある教育の推進
2　生きる力を学び、健康で心豊かに暮らせる生涯学習の推進

施策の基本的方向

子ども・子育て支援の充実

幼児教育の充実
① 幼稚園における取組
② 幼稚園の教育環境の整備
③ 幼稚園教員の資質及び専門性の向上
④ 小学校教育との連携・接続の強化・改善

幼稚園就園支援の推進
① つるぎ町子育て支援ネットワーク
② 就園前児の幼稚園への接続
③ 就園前相談

幼稚園・小学校の放課後支援の推進
① 放課後児童クラブ・放課後子ども教室
② 幼稚園型一時あずかり事業

学校教育の充実

確かな学力の育成
① 基礎・基本の定着と活用力の育成
② つるぎ町保幼小中一貫教育の推進
③ 新学習指導要領への対応　④ 地域未来塾の継続

豊かな心と健やかな身体の育成
① 道徳教育の充実　④ 食育の推進
② 人権教育の充実　⑤ 健康・体力の向上
③ いじめ・不登校対策

特別支援教育の充実
① 理解の推進と支援体制の充実
② 関係機関との連携・協力体制の構築

未来をつくる教育の推進
① キャリア教育の推進　③ 消費者教育の推進
② ふるさと教育の推進　④ 主権者教育の推進

安全教育・防災教育の推進
① 学校安全の推進　② 防災教育の推進

グローバル化に対応した教育の推進
① 外国語教育の推進
② 国際理解・外国人児童・生徒に対する教育の充実
③ 国際交流・地域間交流の促進
④ 国際化に向けた人材の育成
⑤ つるぎ町夏季英語研修事業

情報教育（ICT活用能力の育成）の推進
① ICTを活用した教育の推進　③ プログラミング教育の推進
② 情報モラル教育の推進

教職員の資質向上
① 教職員の資質向上
② 学校における働き方改革の推進

学校の教育環境の充実
① 学校設備の充実
② 学校の適正規模・適正配置
③ 地域とともにある学校づくりの推進

生涯学習の推進

青少年の健全育成の推進
① 学校・警察・家庭・地域社会との連携の充実
② 補導員の資質向上・パトロール活動の充実

生涯学習活動の充実
① 町民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応
② 地域社会及び家庭環境の変化への対応
③ 社会教育関係団体の活性化推進
④ NPO・ボランティア団体等との連携

人権教育の推進
① 基本理念
② 就学前における人権教育
③ 学校教育における人権教育
④ 学校、家庭、地域の連携推進
⑤ 地域社会における人権教育
⑥ 企業職域における人権教育

環境教育の推進

スポーツ施設の整備・有効活用の促進

各種スポーツ団体の活動推進
① つるぎ町総合型地域スポーツクラブ「くらぶつるぎっこ」
② 美馬郡陸上競技協会
③ つるぎ町体育協会

スポーツ活動の普及促進

地域・伝統文化の振興と推進

地域文化の継承と振興

文化財の保護と活用の促進
① 文化財の保護と活用
② 学習素材としての文化財
③ 巨樹王国

芸術・文化活動の充実
① 児童・生徒の芸術鑑賞の機会、創作発表機会の提供
② 町民への芸術鑑賞の機会、創作発表機会の提供
③ 創作活動や練習ができる環境づくり
④ 芸術文化を担う団体の支援
⑤ 芸術・文化団体、指導者の育成

第1章　教育振興計画の策定にあたって

1　策定の趣旨･背景

我が国においては、教育をめぐる大きな変化に対応するため、平成１８年に「教育基本法」が改正され、それに基づいて平成２０年７月に「第１期教育振興基本計画」、平成２５年６月に「第２期教育振興基本計画」、平成３０年に６月に「第３期教育振興基本計画」（計画期間２０１８～２０２２年）が策定されています。

本県においては、平成２０年１０月に「徳島県教育振興計画」、平成２５年３月に、「徳島県教育振興計画（第２期)」(「阿波っ子みらい教育プラン」）を策定し、各種教育施策の推進に取り組んできました。また、平成２７年１２月に「徳島教育大綱」が策定され、教育施策の基本方針が定められました。これにより、大綱の行動計画として位置づけられた「徳島県教育振興計画」について、第２期計画の成果と課題を踏まえ、「徳島県教育振興計画（第３期)」（計画期間２０１８年度～２０２２年度）が策定されています。

平成１７年３月１日に、旧貞光町、旧半田町及び旧一宇村の３町村が合併し、つるぎ町は誕生しました。これまで３町村においては、それぞれの歴史や伝統、文化、自然に根ざした独自の教育が推進されてきましたが、新しく誕生したつるぎ町も合併１０年を経過し、これまでの旧町村における教育を基本としながら、さらに町として一貫性のある、そして発展性のある教育をめざす計画が必要となっています。

本町の教育を取り巻く状況は、「保護者の子育てに対する不安」「子どもの人口減少に伴う状況への対応」「 不登校・非行・いじめ等の問題行動」等多くの課題を抱えています。さらに社会教育においても、高齢化の進行や社会の成熟化に伴って町民のニーズが多様化しており、本町に暮らす人々が自主的・主体的に学ぶことができる学習機会の充実も求められています。

また、教育行政に対する首長の権限強化などを盛り込んだ、「改正地方教育行政法」が成立し、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるとともに、当該大綱の策定に関する協議等を行うために総合教育会議を設けることとされました。

本町としては、これらの教育改革の動きや課題を踏まえ、将来にわたる持続的な発展を図る教育施策を総合的・計画的な視点に立って推進していくための指針となる「つるぎ町教育振興計画」を策定し、これをもって総合的な教育に関する大綱とすることとしました。

このような中で、第１期計画が令和元年度末に終了することから、「第２期つるぎ町教育振興計画」を策定するものです。第２期計画では、教育を取り巻く社会の動向や第１期計画の成果と課題等を踏まえるとともに、「徳島県教育振興計画」を参考にしながら、～終の棲家（ついのすみか）を実感できるまち　つるぎ～となる具体的な取組を行っていきたいと考えています。

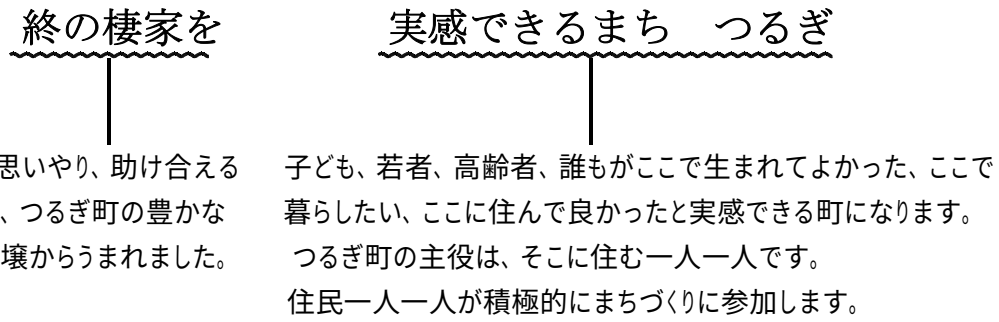

出典：第２次つるぎ町総合振興計画より

２　計画の期間

第２期 「つるぎ町教育振興計画」が対象とする期間は、令和２（２０２０）年度から令和６（２０２４）年度までの５か年とします。ただし、必要に応じて随時計画の見直しを行います。

【基本構想】

第2章　基本理念

１　つるぎ町教育の基本理念
生涯にわたる学びを実現し、町民一人一人の豊かな人生を創造する

２　つるぎ町の現状及び社会状況の変化と教育の課題

つるぎ町における少子高齢化の進行は急速であり、核家族化や少子化により、家庭や地域に於いて交流する機会、異年齢の世代と触れあう機会が少なくなってきています。このような状況の中で、子育ての悩みを抱える保護者が増えています。学校・家庭・地域等それぞれが緊密な連携をとり、地域全体で子どもたちの成長を見守ることが大切です。

【基本計画】

次代を担う人材を育成し、だれもがともに学ぶことのできる、つるぎ町らしい教育の創造に向け、学校教育の充実、教育環境の整備充実、青少年の健全育成と、子どもから高齢者まであらゆる世代が学べる、総合的な学習環境づくりをめざします。

また、住民主体の芸術、文化、スポーツ活動、国際交流活動等を支援・促進していくとともに、伝統文化・地域資源をはじめ、有形・無形の貴重な歴史的文化遺産の保存と活用に努めます。

第3章　基本目標

１　子どものすこやかな育成を実現し、広い視野をもち地域とともにある教育の推進

子どもたちが「確かな学力」、「豊かな人間性」及び「健康・体力」など生きる力を身につけ、未来を担う人材として心身共に健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。

令和元年５月現在、本町には保育所が２か所、幼稚園が２園、小学校が３校、中学校が２校あり、保育所利用の幼児は７０人、幼稚園園児数は９７人、小学校児童数２５６人、中学校生徒数は１７８人となっています。また町内に位置するつるぎ高校には、５０９人の生徒が町内外から通っています。

本町はこれまで、学校施設の耐震化をはじめ、社会変化に対応した教育内容の充実、保幼小中一貫教育の推進等、教育環境の整備を積極的に進めてきました。

しかし、少子化や核家族化が進む中、子ども・子育て支援制度や学校教育の一層の充実が求められているほか、これからの変化の激しい社会の中で、生きる力の育成を重視した教育内容の見直しを図るとともに、地域の実情や児童・生徒数に応じた学校施設の整備を推進し、快適で安全安心な環境づくりに努め、主体的かつ特色ある教育活動の推進、安全対策の強化、特別支援教育の充実、健康教育及び食育の推進等、総合的な取組を進めていく必要があります。

また、本町で生まれ育つ子どもたちが、豊かな自然環境や温かい人間関係の中で、心身ともに健全に成長し、基本的な生活力や忍耐力、思いやりや協調性を身に付け、自分や周囲の人、生まれ育ったふるさとを愛する心を持って育つよう、家庭や地域と連携した教育の取り組みを進め、いろいろな視点から物事を考えることのできる、広い視野を持った人を育てていきたいと考えます。

２　生きる力を学び、健康で心豊かに暮らせる生涯学習の推進

少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や自由時間の増大などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など、豊かな住民生活を送るために、幼児期から高齢期までの生涯を通じて学習を行うことができる社会の実現が求められています。

本町では、町民の幅広い学習ニーズに応えるため、各年齢層に応じた様々な講座・教室を開催しており、特に高齢者を対象とするシルバー学園は福祉と生涯学習の両面から多大な成果をあげています。また、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育関係団体の育成等にも努めています。

また、青少年に対する体験・交流機会、社会参画機会の提供や、体育協会を中心とした数多くのスポーツ団体やスポーツ少年団が活発な活動を展開しています。しかし、少子高齢化、国際化、情報化の進展、環境や安全・安心への意識の高まり等、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生涯の各期における学習課題が益々多様化、高度化しています。これに対応し、すべての住民が自発的意思に基づいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされるまちづくりの一環としての学習環境づくりが求められています。

さらに、人々の価値観がますます多様化する中で、生活の質や精神的価値を求める傾向が強まり、芸術・文化に対する関心も高まっています。芸術・

文化は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、町民の一体感を高める重要な要素となり地域活性化と密接に結びついているため、多種多様な芸術・文化団体の自主的な活動を育成・支援しながら文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

また、本町には熊野十二所神社の鉄釣燈籠（てつつりとうろう）や中熊下堂の木造十一面観音立像、木屋や川見の踊り念仏、一宇の雨乞い踊り等、数多くの有形・無形の貴重な文化財が残されており、これらの文化財の保護・継承や埋蔵文化財の発掘等を進めています。文化財は、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本町の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っているため、今後とも適切な調査や保存、活用等に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

こうしたことから郷土のよさやすばらしさを知り、さらにそこから学ぶことによって、ふるさとつるぎ町を愛し、自分も他者も大切にできる心豊かな人を育てていきたいと考えます。

貞中祭　雨乞い踊りの披露

【基本構想】

第2章　基本理念

１　つるぎ町教育の基本理念
生涯にわたる学びを実現し、町民一人一人の豊かな人生を創造する

２　つるぎ町の現状及び社会状況の変化と教育の課題

つるぎ町における少子高齢化の進行は急速であり、核家族化や少子化により、家庭や地域に於いて交流する機会、異年齢の世代と触れあう機会が少なくなってきています。このような状況の中で、子育ての悩みを抱える保護者が増えています。学校・家庭・地域等それぞれが緊密な連携をとり、地域全体で子どもたちの成長を見守ることが大切です。

【基本計画】

次代を担う人材を育成し、だれもがともに学ぶことのできる、つるぎ町らしい教育の創造に向け、学校教育の充実、教育環境の整備充実、青少年の健全育成と、子どもから高齢者まであらゆる世代が学べる、総合的な学習環境づくりをめざします。

また、住民主体の芸術、文化、スポーツ活動、国際交流活動等を支援・促進していくとともに、伝統文化・地域資源をはじめ、有形・無形の貴重な歴史的文化遺産の保存と活用に努めます。

第3章　基本目標

１　子どものすこやかな育成を実現し、広い視野をもち地域とともにある教育の推進

子どもたちが「確かな学力」、「豊かな人間性」及び「健康・体力」など生きる力を身につけ、未来を担う人材として心身共に健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。

令和元年５月現在、本町には保育所が２園、幼稚園が２園、小学校が３校、中学校が２校あり、保育所利用の幼児は７０人、幼稚園園児数は９７人、小学校児童数２５６人、中学校生徒数は１７８人となっています。また町内に位置するつるぎ高校には、５０９人の生徒が町内外から通っています。

本町はこれまで、学校施設の耐震化をはじめ、社会変化に対応した教育内容の充実、保幼小中一貫教育の推進等、教育環境の整備を積極的に進めてきました。

しかし、少子化や核家族化が進む中、子ども・子育て支援制度や学校教育の一層の充実が求められているほか、これからの変化の激しい社会の中で、生きる力の育成を重視した教育内容の見直しを図るとともに、地域の実情や児童・生徒数に応じた学校施設の整備を推進し、快適で安全安心な環境づくりに努め、主体的かつ特色ある教育活動の推進、安全対策の強化、特別支援教育の充実、健康教育及び食育の推進等、総合的な取組を進めていく必要があります。

また、本町で生まれ育つ子どもたちが、豊かな自然環境や温かい人間関係の中で、心身ともに健全に成長し、基本的な生活力や忍耐力、思いやりや協調性を身に付け、自分や周囲の人、生まれ育ったふるさとを愛する心を持って育つよう、家庭や地域と連携した教育の取り組みを進め、いろいろな視点から物事を考えることのできる、広い視野を持った人を育てていきたいと考えます。

２　生きる力を学び、健康で心豊かに暮らせる生涯学習の推進

少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や自由時間の増大などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など、豊かな住民生活を送るために、幼児期から高齢期までの生涯を通じて学習を行うことができる社会の実現が求められています。

本町では、町民の幅広い学習ニーズに応えるため、各年齢層に応じた様々な講座・教室を開催しており、特に高齢者を対象とするシルバー学園は福祉と生涯学習の両面から多大な成果をあげています。また、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育関係団体の育成等にも努めています。

また、青少年に対する体験・交流機会、社会参画機会の提供や、体育協会を中心とした数多くのスポーツ団体やスポーツ少年団が活発な活動を展開しています。しかし、少子高齢化、国際化、情報化の進展、環境や安全・安心への意識の高まり等、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生涯の各期における学習課題が益々多様化、高度化しています。これに対応し、すべての住民が自発的意思に基づいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされるまちづくりの一環としての学習環境づくりが求められています。

さらに、人々の価値観がますます多様化する中で、生活の質や精神的価値を求める傾向が強まり、芸術・文化に対する関心も高まっています。芸術・

文化は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、町民の一体感を高める重要な要素となり地域活性化と密接に結びついているため、多種多様な芸術・文化団体の自主的な活動を育成・支援しながら文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

また、本町には熊野十二所神社の鉄釣燈籠（てつつりとうろう）や中熊下堂の木造十一面観音立像、木屋や川見の踊り念仏、一宇の雨乞い踊り等、数多くの有形・無形の貴重な文化財が残されており、これらの文化財の保護・継承や埋蔵文化財の発掘等を進めています。文化財は、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本町の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っているため、今後とも適切な調査や保存、活用等に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

こうしたことから郷土のよさやすばらしさを知り、さらにそこから学ぶことによって、ふるさとつるぎ町を愛し、自分も他者も大切にできる心豊かな人を育てていきたいと考えます。

貞中際　雨乞い踊りの披露

第4章　施策の基本的な方向

１　子ども･子育て支援の充実

（１）幼児教育の充実

①幼稚園における取組

各幼稚園においては、幼稚園教育要領の要点をふまえ、十分に理解しつつ、人間形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑みながら、家庭・地域社会等と幼稚園が、相互に十分な連携を図った自然体験・社会体験などの具体的生活体験を重視していきます。また、幼児の健康と安全が保てる環境づくりを積極的に進めていくとともに、遊びを通しての指導を中心として、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを養うというねらいが総合的に達成されるように、幼児期の発達特性に応じたきめ細やかな対応を図り、各時期に必要な教育内容を明らかにして、計画性のある指導を進めていきます。

加えて、本町でも令和元年（２０１９）年１０月１日より「幼児教育・保育の無償化」（幼稚園や認可保育所等に通う３歳から５歳の子どもについては、親の所得に関係なく、一律に利用料が無償）がスタートしています。幼児教育・保育の無償化が開始されることになったのは、主に少子化の緩和と人格形成の基礎となる幼児教育の重要性を社会全体に認識してもらい、子育て世帯の経済的負担を軽減することがねらいとなっています。また、本町では、給食費についても無料としています。

②幼稚園の教育環境の整備

幼稚園児制作のお雛様：貞光ゆうゆう館展示

幼稚園教育要領の趣旨に沿い、幼児一人一人の特性に応じた教育を推進するため、幼稚園の水準の向上を図り、自己点検・自己評価の実施に努めるとともに、１学級の園児数や教職員の配置について見直しや改善を図っていきます。今後も保育所とも密に連携し、保育所からの継続的な支援に取り組んでいきます。

③幼稚園教員の資質及び専門性の向上

幼児期は人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼稚園教育においては幼児を取り巻く教育環境の根幹をなす教員の役割は特に大きいといわれます。幼稚園教育が社会の期待に応えるために、教員は常に教育内容・方法の改善に心がけ、総合的指導力、保育構想力と実践力、他教員との協働性、特別な支援を要する幼児への対応力、保育所、小学校との連携推進力、保護者や地域との連携推進力、人権感覚等について自らの資質向上をめざし続ける必要があります。教員の専門性を高めるため、校内外での研修の充実を図りながら、社会環境の急速かつ大きな変化に対応した幼児教育の多様な展開に努めます。

④小学校教育との連携・接続の強化・改善

幼稚園の時期に積み重ねた学びの経験や内容の習得が、小学校における学習へと連続してスムーズに移行できるよう、幼児教育を積極的にすすめていく必要があります。そのためには、幼児と児童、幼・小の教員間の交流活動を積極的に行うとともに、遊びの中での興味や関心に添った活動から、興味や関心を生かした学びへ、さらに教科等を中心とした学習へという、幼児期から児童期への教育の流れを意識して幼児教育における教育内容や方法の改善・充実を図ります。加えて、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、保育所と連携しつつ幼児教育の質の向上を図ります。

（２）幼稚園就園支援の推進

①つるぎ町子育てネットワークつるぎ

「子育てネットワークつるぎ」とは、町内の団体が協力して、つるぎ町の子育て支援を進め、子どもからおじいちゃん・おばあちゃんに至るまですべての人が住みよい地域づくりをめざし、活動をしています。“安心して子育てをすることができる町”づくりを進めるために、つるぎ町では、地域子育て支援拠点事業として、子育てひろば「あんりーる」・保育所での「チビッコわんぱくひろば」「おひさまランド」、子育て応援広場「つるぎっこ」、また、子育てサークル等の活動を通して、子育て中の保護者への支援活動、子育て支援に取り組む各種団体の支援とそれぞれ

子育てひろば「あんりーる」

を結びつける活動、子ども自身の『子育ち』そのものを支援する活動等の取組を進めていきます。

②就園前児の幼稚園への接続

本町においては４歳児・５歳児の幼児を対象として幼稚園教育を行っています。本町の就園率は１００％で、地域・家庭等の幼稚園にかける期待は大きいものがあります。一方で、少子化の影響による地域社会の変化等により、幼児段階においても、同年代の幼児同士の遊びや直接体験の機会が減少し、家庭内の基本的な生活習慣や技能の体得が難しくなるなど、幼児期の大切な学びの機会不足が指摘されています。

③就園前相談

幼稚園に就園するにあたって、さまざまな不安を抱える保護者を対象に、関係機関、教育委員会、幼稚園等との面談の形で就園前相談を行っています。お互いが子どもの様子を共通理解できるとともに、幼稚園生活で気をつけておくべき事など、スムーズな就園へとつなげられるよう話し合いができています。また、地域特別支援連携協議会（こころ・ステーション）とも連携しつつ、保護者にとって気軽に相談できる場となるように取り組みを広げていきます。

幼稚園教育は、家庭、地域社会、幼稚園における教育がバランスを保ち、幼児の健やかな成長を保障していくものです。体験入園や子育て相談事業を実施するなどの取組を進め、就園前の幼児が家庭・地域等における生活から幼稚園における集団生活へ円滑に移行できるよう、ニーズに応じた配慮に努めます。

（３）幼稚園・小学校の放課後支援の推進

①放課後児童クラブ・放課後子ども教室

放課後児童クラブとは、小学生の保護者が就労や妊娠・出産、疾病等により、養育が困難な家庭の児童に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。本町では、令和元年度現在、２か所で放課後児童クラブを運営しています。放課後子ども教室は、小学校区において、放課後に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しています。

また、放課後子ども教室と一体化し「新放課後子ども総合プラン」として連携し、活動をすることができるようになりました。そのことにより「放課後児

童クラブ」の大きな目的である「生活の場」を希望するすべての児童に提供するとともに、地域の大人たちの参画により、さまざまな体験活動の場を提供することができるようになりました。

②幼稚園型一時預かり事業

本町の幼稚園では、平成２７年４月「子ども・子育て支援新制度」のスタートを機に、１４時まで教育が行われ、降園後や長期休暇期間等に、保護者が就労や妊娠・出産、疾病等により保育が困難な家庭に対して、幼稚園型一時預かり事業を実施しています。利用料は無料で、おやつ等の実費のみの負担としています。家庭的な雰囲気の中で絵本を読んだり、日々の遊びを通じて、幼児の健やかな成長を目指し、子育て支援に努めています。

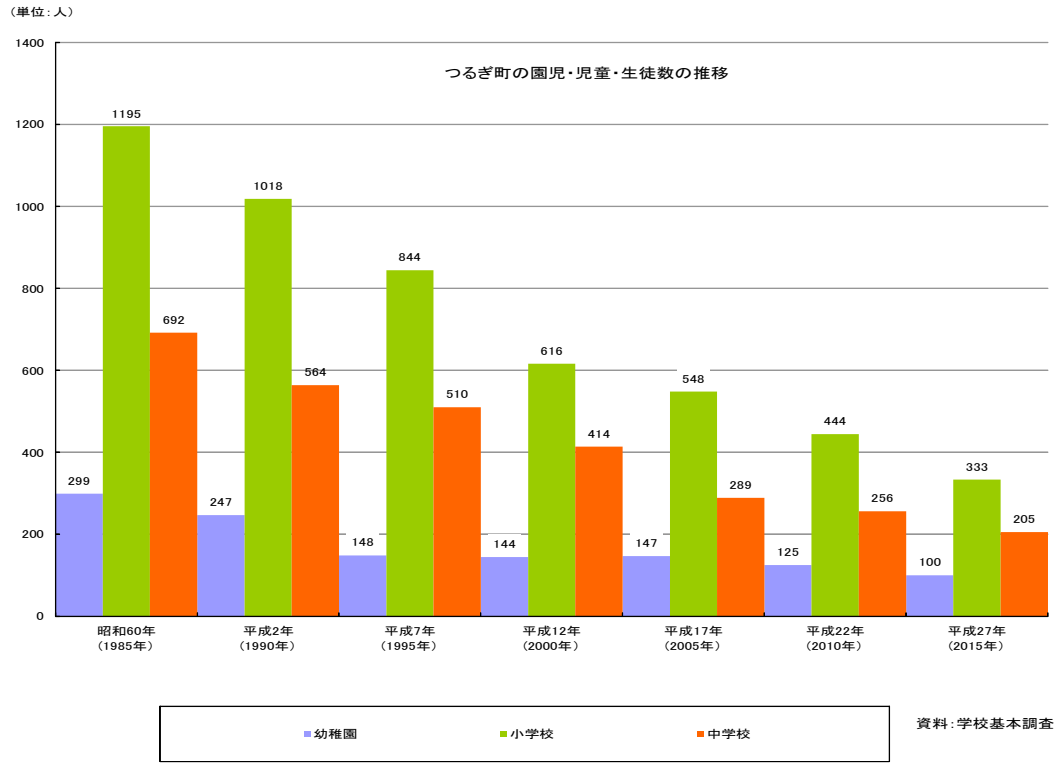

２　学校教育の充実

（１）確かな学力の育成

①基礎・基本の定着と活用力の育成

基礎・基本の定着を図り、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」等を確実に育てるため、ティームティーチング(TT)(※ 1）や習熟の程度に応じた指導を進めるなどわかりやすい授業を行うとともに、子ども一人一人が主体的に学習に取り組もうとする態度を養い、「確かな学力」と「思考力」の育成を図っていきます。また、児童・生徒の学力・学習状況を把握するための全国学力・学習状況調査を継続的に実施し、効果的な学習を進めるための参考にしていきたいと考えます。

※１ティームティーチング
ひとつの学級を複数の教師でチームを作り、役割を分担し、協力し合いながら指導にあたること。

②つるぎ町保幼小中一貫教育の推進

保育所、幼稚園、小学校そして中学校のスムーズな接続と、連携による学力向上の推進及び過疎化・少子化に伴う、将来に向けた保幼小中一貫校の可能性を含めた研究を進めるため、「つるぎ町保幼小中一貫教育」が推進されてきました。今後も発達や学びの連続性の観点を含め円滑な接続ができるよう、保・幼・小・中での共通理解が図れるように計画的な研修を続けていきたいと考えます。

③新学習指導要領への対応

小学校では２０２０年度から、中学校では２０２１年度から全面実施される「新学習指導要領」に対応し、授業時数を余裕をもって確保するため、本町では、夏季休業日を３日間短縮しました。子どもたちの負担を軽減しながら、効率的に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた教育を推進します。

④地域未来塾の継続

地域の講師や ICT（※ 2）の活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取り組みとして、平成２７年度から「つるぎ町地域未来塾」を開講し、学校の授業のみでなく地域未来塾で補充学習をすることにより、家庭学

習にありがちな「できない」「やらない」という問題の解消を図り、また、習熟度にあわせた個別指導を行い、解決策を見つけ、学習の効率を上げていくことを目指しています。

現在、半田中学校生及び貞光中学校生のうち希望者を対象に、学校行事のない土曜日の午後、英語・数学・国語において各教科講師２名体制で５０分間授業を行っています。これからも本事業を継続し、生徒の学力向上に向けた取り組みを行いたいと考えます。

※2　ICT（アイーシーティー）とは、情報や通信に関する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。

つるぎ町地域未来塾の様子

半田中学生の様子

貞光中学生の様子

（２）豊かな心と健やかな身体の育成

①道徳教育の充実

道徳の教科化や「わたしたちの道徳」の活用推進により、児童・生徒自身が生命を大切にする心や善悪の判断、規範意識等の道徳性を身につけるための方法についての検討がされています。道徳教育によって自尊感情や児童・生徒の道徳性を高め、「命」の大切さや「多様性」への理解を深めたり日常生活における道徳的実践が確かなものとなるよう、学校教育活動全体での取組を進めるとともに、各学校の実態に合わせた指導の工夫を促していきます。

②人権教育の充実

人権教育をすすめるにあたり学校教育が担う役割は大きく、学校では幼児期

から正しい人権意識を身につけられるよう教育活動全体を通して人権教育が行われることが大切です。

すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし「徳島県人権教育推進方針」等に基づく人権教育を推進し、学校の教育活動全体を通じた取り組みを進めます。各学校では人権教育目標を設定し、人権教育年間計画に基づく取り組みを進め、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開します。

③いじめ・不登校対策

本町におけるいじめの根絶に向けて、町、学校、家庭、地域住民、その他関係者の連携のもと、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進していきます。いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処の基本的な方針を示すものとして、いじめ防止対策推進法に基づいた「つるぎ町いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に取り組みます。

また、現在各学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止・根絶に向けた取り組みを進めるとともに、不登校については、問題解決に時間がかかるケースも見られるため、児童・生徒一人一人に応じた適切な支援がなされるよう、スクールカウンセラー等の専門家を活用した取り組みも進めています。

④食育の推進

本町では、令和元年度より、つるぎ町学校給食センターでの学校給食提供がスタートしました。適切な栄養の摂取による健康の保持及び増進を図り、学校生活を豊かにするとともに、子どもたちの望ましい食習慣の形成や発達段階に応じた食育の大切さを学びます。また、食育の一環として、地域の農産物の収穫体験や収穫物を使った調理実習を通して地産地消を推進し、食に関する意識を高めていきます。

半田保育所による田植えの様子

また本町では、つるぎ町食育推進計画が策定されており、食育を総合的かつ計画的に推進するとともに、つるぎ町食育推進委員会が設置され、なお一層地域・家庭・学校と連携をとりながら、住民の食に関する意識の向上と健康な身体の育成を図っていきます。

⑤健康・体力の向上

児童・生徒が生涯にわたって積極的に運動に親しみ、自ら健康を管理・改善していく能力を身につけられるよう、学校の教育活動全体を通じて体育・健康に関する指導を充実します。体育の授業の中では全国体力テストの結果等も参考にしながら、積極的に運動に親しむ資質や能力・体力の向上や健康の保持増進のための実践力を育成していきます。

また運動部活動においては、競技力の向上を図り運動の楽しさを味わうとともに、社会性や協調性の育成にも効果的なものとなるよう、家庭や地域、関係団体等との連携を図りながら、魅力ある部活動の環境づくりに取り組みます。

（３）特別支援教育の充実

①理解の推進と支援体制の充実

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、自分が生活する地域社会の中で、自立や社会参加するための基盤となる生き方を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援を行います。児童生徒の就学にあたっては、つるぎ町教育支援委員会が障がいの種類や程度、教育上必要な支援の内容や方法、保護者及び専門家の意見を勘案して、適切な就学指導ができるよう努めます。

さらに、特別支援コーディネーターを中心に、園・校内で相談支援の必要性について判断し、特別支援教育巡回相談員による相談活動等を活用しながら、子ども、保護者、教員で教育的ニーズの把握と必要な支援について共通理解できる体制の強化を目指します。

また交流及び共同学習を積極的に進め、共に尊重し合いながら協同して生活をしていく態度を育んでいきます。

②関係機関との連携・協力体制の構築

教育、保健、福祉等の関係機関が連携して障がいのある子どもを支援するため、つるぎ町特別支援連携協議会（こころ・ステーション）の取組を充実させ、協働体制のより一層の充実を図ります。また、特別支援教育についての研修の場を設けることにより、より専門的な理解・啓発を推進していきます。

各学校で作成した、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」や「相談支援ファイル（つるぎっこファイル)」の活用を推進し、乳幼児期から成人に至るまで子どもの生涯を見通し、社会へつなぐための継続した支援を進めます。

（４）未来をつくる教育の推進

①キャリア教育（※3）の推進

子どもたちが社会の変化に対応し、主体的に進路選択・進路決定ができる能力やしっかりとした勤労観・職業観を身につけ、自立していくことができるようにするために小・中・高等学校等を通した指導体制、指導方法等を構築し、児童・生徒へのキャリア形成支援を行うための環境を整備します。

また、ボランティア活動、職業体験やインターンシップ等の体験的な活動を通して、働くことの意義や社会の一員として果たす役割について考えさせながら、将来、社会人・職業人として自立するために必要な意欲や態度、能力を育んでいきます。さらに、つるぎ高校や西部テクノスクールにおける体験学習、また、小・中学生の児童・生徒に対して、専門性を生かした体験的な出前授業等を行うことにより、学生の専門性はもとより、児童・生徒の勤労観・職業観の育成を図ることに努めます。

※3 キャリア教育

望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力、態度を育てる教育。

②ふるさと教育の推進

半田小学校：ふるさと探検ウォークラリー

郷土や地域の文化についての理解を深めることは、地域に愛着をもつとともに、異なる文化・歴史を理解するなど、広い視野を身につけることにもつながります。各学校では、それぞれの地域や学校の実態に応じて、総合的な学習の時間をはじめ各教科や、ふるさと発見学習などを通じてふるさとについて学ぶ学習が行なわれています。

これらの活動を通して心身ともにたくましく心豊かな子どもを育み、学校内外での体験活動や社会貢献活動等の充実を図り、地域に伝わる個性豊かな伝統文化を再発見し、文化等の継承に向けた取組を推進します。

具体的には、本町の自然・文化歴史資料など貴重な学習素材を活用した、研修会や講演会を開催します。また、学校における地域固有の文化、歴史等に関

する学習を進めることにより、次世代を担う子どもたちに対し、観光に対する興味及び理解を早い段階から促し、その地域を誇りに思う心や、将来の地域づくりの担い手の育成を図ります。さらに郷土学習資料を作成したり、校区の地域住民と交流することで、ふるさと学習の充実を図り、つるぎ町の正しい理解と豊かな郷土愛を育成します。

今後も、地域の人材の活用や地域の団体等との連携を進め、積極的に地域の発展に尽くした先人の生き方を学習したり、地域の歴史や伝統文化への理解を深めたりすることにより、郷土を誇りに思い大切にする心の育成に努めます。

③消費者教育の推進

消費者教育は、社会生活の基本を支えるものであると言えます。消費者を取り巻く環境が複雑化・多様化する昨今、消費者トラブルにあわないための児童・生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進します。また、環境を守り、未来につなげることに役立つ消費、人の権利や幸せを思いやる消費、地域に貢献する消費を考え実践するエシカル消費・エシカル教育（※4）をすすめます。

（※ 4）エシカルとは、「倫理的な」という意味です。近年は、環境保全や地域・社会への配慮といったニュアンスで捉えられることが多く、それを実践できる身近な行動の一つが「エシカル消費」といえます。

④主権者教育の推進

２０１５年６月の公職選挙法改正により、「１８歳選挙権」が実現されたことを受けて、主権者教育の必要性が高まっています。主権者教育の目的は、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を養うことです。　主権者教育を通じて、働くことの意義や社会の成り立ちを理解し、国民としての権利や義務等、生活を営むうえで必要な知識の習得をすすめます。

（５）安全教育・防災教育の推進

①学校安全の推進

近年、学校や通学路における児童・生徒の安全確保が大きな問題となっています。事故や事件などのトラブルの発生を防ぎ、児童・生徒を犯罪の被害から守るためには、学校や地域の実情に応じた安全管理体制の整備が必要となっています。事件や事故、また災害は「いつでも・どこでも・だれにでも起こりうる」との認識に基づき、各学校の管理体制を見直し、常に危機管理意識を持って日々の教育活動にあたるよう、研修会や指導・調査等を通じて安全管理の徹

底に努めるとともに、児童・生徒が日常生活に潜むさまざまな危険を予測し、適切な意思決定や判断ができる力を育成する安全教育の充実に努めます。また、学校の施設、遊具や器具等の設備については、児童・生徒が安心して使用できるよう細やかな整備点検を行います。

さらに青少年育成センターや警察等の関係機関、関係団体との連携を深め、地域ぐるみで児童・生徒の安全を確保する支援体制を推進していきます。

②防災教育の推進

各学校で作成している「学校防災管理マニュアル」に基づき、校内の防災体制を整備するとともに、教科や特別活動・総合的な学習の時間などにおける、防災に関する学習にも取り組んでいきます。

また、児童・生徒一人一人が自然災害等の危険に際して、命を守るために主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上を図り、半田・貞光両中学校少年少女消防クラブ等の活動も支援しながら、地域と連携した避難訓練等の取組を推進していきます。

半田中学校
少年少女消防クラブ
地域合同防災訓練の様子

（６）グローバル化に対応した教育の推進

①外国語教育の推進

学習指導要領の改訂に伴い、小学校で英語の教科化・早期化、中学校では英語で授業を行うなどの方針が示されました。すべての学校において英語教育の指導改善を図るため、各学校における学習到達目標を「CAN － DO リスト」形式で具体化し、４技能５領域（聞くこと、読むこと、書くこと、話すこと（やりとり）、話すこと（発表））に取り組み、より一層の英語力の強化を図ります。

今後においても、グローバル社会を生きる児童・生徒に英語の必要性についての理解を促し、外国語指導助手（ALT）の活用もあわせて英語教育の指導改善を図りながら、英語コミュニケーション能力の向上にも取り組んでいきます。

②国際理解・外国人児童生徒に対する教育の充実

児童・生徒に国際的な視野をもたせるための取組を工夫します。また、保護者の転居等により、海外からの児童・生徒を受け入れることも増えてきています。帰国児童・生徒や外国籍の児童・生徒とともに学ぶことにより、異文化に対する相互理解を深め、豊かな国際感覚を養うことができるような学習活動の工夫改善に努めます。また、外国籍の児童・生徒に対する適切な日本語指導や学校生活への適応支援を行います。

③国際交流・地域間交流の促進

情報化の進展や交通網の発達等を背景に、人、物、情報の交流が世界的な規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでいます。本町では外国語指導助手（ALT）の招致等により、町内小中学校では外国語教育、町民に対しては英会話教室を開設し、幼児から年配者に至る幅広い層で外国語教育の充実に努めています。今後国際化がさらに進む中で、国際感覚あふれる人材の育成や国際化に対応した町づくりが一層重要なものになってくることが予想されるため、積極的に国際交流を推進し、相互の結びつきを深めながら、文化、スポーツ、教育、観光等の各分野における国際交流活動を推進します。

また国際交流、地域間交流は、町民が国際性や地域外への視野の広がりを進める上でも、町づくりを進める上でも必要な活動です。地域の情報発信機能の強化を図り、恵まれた自然を生かした観光や多くの交流施設の活用、また特色あるイベントの開催等、本町の特性や地域資源を生かしながら、国内の自治体との交流や学校、団体間の交流を促進していきます。

ALTの授業風景

④国際化に向けた人材の育成

国際化の進展に伴い、国際交流や国際協調の必要性がますます高まってきています。多様な文化的背景をもつ人々との相互理解を深めるとともに、国際社会において主体的に考え行動できる人が求められています。国際社会で活躍する人間の育成を図るためには、わが国や郷土の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度を育てることが必要です。

また最近では、町内をはじめ周辺地域にも外国籍をもつ人たちが多く生活しています。互いを尊重しあう共生の心や態度を身につけるため、体験的な学習や課題学習を通して文化の違いを認め合い、価値観を理解し、国際的な視野に立って行動できるよう、啓発活動等の取り組みを進めていきます。

⑤つるぎ町夏季中学生海外派遣事業

本町では、平成１３年度より中学生を対象とした海外派遣事業を行ってきました。海外での研修は、異文化理解や国際的な視野を広めるだけでなく、自分自身のふるさとの良さを見つめ直すきっかけにもなりました。しかしながら、世界各地において予測不可能な事件・事故等が多発している状況に鑑み、平成２８年度からは、香川県小豆島の「あずき王国」での英語研修に切り替え、対象者を小学３年生から中学３年生までの児童・生徒とし、英語を学ぶ機会を増やし実践しています。

また、英語に興味を持ってもらうという観点からもこの事業を継続することにより、世界に通用するコミュニケーション能力を高め、国際的な視野に立って行動できる児童・生徒の育成に努めます。

（７）情報教育（ICT 活用能力の育成）の推進

① ICT（情報通信技術）を活用した教育の推進

学習指導要領においても、各教科等の中で情報手段を適切に使用できるようにするための指導が示されており、児童・生徒の ICT 活用能力（情報通信技術を適切に利活用できる能力）の育成に向けた取り組みを図らなければなりません。ICT（情報通信技術）を活用した学校教育の充実を目指す本町では、その環境づくりに向けてパソコン室のデスクトップパソコンをノートパソコン、タブレット端末に入れ替え、パソコン授業の中でタブレットの使用法などを学びます。そのためにもさまざまな機会を捉えて教職員の指導力向上を図る研修等を行うとともに、e-ラーニング（情報技術を用いて行う学習や学び）の利活用を促し、計画的に情報活用能力の育成に努めます。

②情報モラル教育の推進

保護者や地域等との連携・協力を推進するために、各学校ではホームページを開設し、地域へ向けた情報発信を行っています。また、個人情報等の重要な情報の紛失や漏洩など、さまざまなトラブルを防ぎ、高度情報化社会の中で適切に活動するための基本となる考え方や態度を身につけられるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ります。加えて、スマートフォン・インターネットを悪用した犯罪に巻き込まれないために、インターネット上の法律やルール、社会の中でのマナーやモラル・危険性等の知識についての学習にも努めます。

③プログラミング教育の推進

プログラミング教育は、将来的な IT 人材の育成として期待されています。文部科学省は、プログラミング教育を通して育成をする思考力を「プログラム的思考」と呼んでいます。プログラム的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要で、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、とういことを論理的に考えることです。

身近な生活でコンピュータが活用されていることや問題の解決に必要な手順があることに気付く知識や能力、及びコンピュータの働きをよりよい人生や社会づくりに生かそうとする、自発的な学びに向かう力、これらの能力を養い育成に努めます。

（８）教職員の資質向上

①教職員の資質向上

学校教育の中でも教員に対する期待は大きいものがあります。教員には教職に対する強い情熱や使命感、幅広い視野と豊かな人間性、授業や生徒指導での実践的な指導力等が必要とされており、教員一人一人が教育者としての立場を常に意識し、研鑽に努める必要があります。

そのためにも教員の研修体制を整備し、各学校における共通理解と協力体制の確立を図り、指導力の向上や教育内容及び指導方法の工夫・改善に取り組み、優れた資質・能力を持った、信頼される教職員の育成に努めます。

②学校における働き方改革の推進

学校をとりまく環境が複雑かつ多様化し、教職員はそれに対応しなければならない状況に加え、保護者への対応等、担うべき業務も増加しています。

こういった、教職員の多忙化を解消するために、校務支援システムを導入し、給食費の公会計化、事務の効率化、研修会の統合・廃止、勤務時間の把握、夏休みの学校閉庁、教職員の意識改革等を行います。そうすることで、教職員が子どもたちと向き合う時間が確保でき、やりがいを持って働き、心身の健康保持ができるよう努めます。

（９）学校の教育環境の充実

①学校設備の充実

学校施設は児童・生徒が学習や活動をするための大切な場です。また、地域住民にとっても身近な生活や交流の場となっています。地震等の災害時においても地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、施設や設備の損傷を最小限にとどめるよう、十分な耐震性を持たせておくことが重要になります。本町における学校施設の耐震化率は１００％となっています。今後とも児童・生徒が安全で快適なゆとりある環境の中で学ぶことができるよう、人にも環境にも優しい学校施設や設備の充実を進めていきます。

②学校の適正規模・適正配置

現在（令和元年度)、幼稚園２園、小学校３校、中学校２校体制で運営しています。学校は教育を行う場であるだけでなく、長期にわたってその地域に溶け込み、生活文化の中心的存在です。しかしながら、少子化による児童・生徒の減少に伴い、学校の小規模化が進んできました。小規模校は、子どもたちに

きめ細かい指導ができる長所がある反面、人間関係の固定化、社会性やリーダー性の育成に課題があると考えられます。このことを踏まえ、これまで規模の小さな学校の再編整備を進めてまいりました。　本町にとって望ましい学級編制や学校規模・配置については、個に応じたきめ細かな教育を展開し、地理的条件や地域性、通学距離などの関連する諸要件を考慮しながら、推進していきます。

③地域とともにある学校づくりの推進

本町では、小学校２校、中学校２校において、学校運営協議会（コミュニティスクール）が設置されています。学校運営協議会（コミュニティスクール）は、学校関係者や保護者の代表、地域の住民等で構成されており、子どもが抱える課題を地域の力をかりて解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を進めます。また、学校協働本部を充実させることにより、開かれた学校づくりや地域の人材を活用した学校支援等をすすめ、学校・家庭・地域等が一体となった、よりよい学校づくりを図ります。

令和元年度　在校（園）園児・児童・生徒数（令和元年5月1日現在）

幼稚園名	４歳	５歳	計
半　田	３０	２０	５０
貞　光	２７	２０	４７
幼稚園計	５７	４０	９７

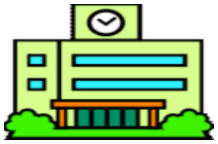

小学校名	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
半　田	１７	１８	２１	２３	７	１５	１０１
貞　光	２０	３２	１９	２７	２１	２４	１４３
太　田	０	２	０	２	２	６	１２
小学校計	３７	５２	４０	５２	３０	４５	２５６

中学校名	１年	２年	３年	計
半　田	１８	１９	２３	６０
貞　光	３４	４９	４２	１１８
中学校計	５２	６１	６５	１７８

＊単位は人

３　生涯学習の推進

（１）青少年の健全育成の推進

①学校・警察・家庭・地域社会との連携の充実

近年、少子高齢化、核家族化や高度情報化等の社会の急激な変化により、青少年を取り巻く環境はますます深刻になっています。不審者の出没、子どもを狙った犯罪は後を絶たず、学校でのいじめや不登校、家庭での児童虐待、インターネットやスマートフォン等によるトラブルも多発しています。現代社会の中でさまざまな課題を抱えている青少年の自立心や規範意識等をはぐくむためには、地域が子どもや家庭を支援できる体制づくりを整備することが大切です。

本町では、青少年育成センターを中心に、学校、警察、家庭、地域社会が緊密な連携を図り、青少年の健全育成を推進します。少年相談では子どもや保護者を対象に相談を受け、これに対して適切な指導・助言や自立支援を積極的に行います。

また、青少年育成センターでは町内の小・中学校に向けて、薬物乱用防止やインターネットの利用、交通ルールや防犯についての情報を発信していきます。さらに、非行防止標語を募集して子どもたちの非行防止への意識を高める等、啓発活動にも積極的に取り組んでいきます。

②補導員の資質向上・パトロール活動の充実

青少年の問題は社会経済情勢の変化、家族の変化、地域社会の変化に伴って変化し続けるため、その変化に応じて適切に対応していくことが求められます。

本町の青少年育成センターでは、地域、学校、PTA で組織される補導員を対象に毎年研修会を催し、青少年の今日的課題と対応について学び、補導員としての研鑽に努めています。毎日の町内パトロール活動の他、警察や近隣の青少年育成センターと連携した列車補導や夏季・冬季休業中の特別街頭補導を行い、子どもたちの生活の安全を見守っています。

さらに、インターネット上のトラブルを未然に防止するために、補導員がインターネットの有害サイトへの接続を制限するフィルタリング（※ 5）設定の啓発活動を続けています。青少年育成センターでは、今後も高度情報化社会に対応する社会環境作りに向けた取組を拡充していきます。

※5 フィルタリングとは、データをふるいにかけて分類すること。指定した条件において、通信を許可するか遮断したりする機能を指す。

（２）生涯学習活動の充実

①町民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応

科学技術の高度化、情報化、高学歴化、少子高齢化等が進む中で、私たちのライフスタイルの変化や価値観の多様化が見られます。また、物質的な面の豊かさに加え、精神的な面での豊かさと自己実現を求めることから、高度で多様な学習機会を提供する必要が生じています。また、近年の経済状況を反映し、転職・起業等により人材の流動化も高まり、リカレント教育（※ 6）への対応も必要となっています。

本町では、それらへの対応として、就業改善センターの図書室の土日開放、徳島県立図書館と連携した移動図書館や公民館活動としての各種教室の開催等を展開しています。特に「シルバー学園」の活動は本町独自の生涯学習の場であり、過疎化が進み高齢化率が４５％を突破した本町においては、６０歳以であればだれでも入園できる町内一の生徒数を誇る学園となっています。

本園の大きな特色は、学園生自ら講師を務めるなど、深い人生経験を生かして、自分たちが運営をするという意識をもって活動を続けていることです。今後も各種学習機関との連携を図りながら、時代を先取りする学園をめざし、変化する時代に対応し知識を獲得する学習の場として、健康と友情に恵まれた、生きがいを実感できる福祉の場をめざし、町民の豊かな学習機会の確保に努めます。

（※ 6）リカレント教育とは、義務教育や基礎教育を終えて労働に従事するようになってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システムのこと。

②地域社会及び家庭環境の変化への対応

本町においても核家族化、高齢化、少子化の進展等により、地域社会や家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。多くの保護者が、子どものしつけ、教育に悩みや不安を抱えており、幼児の保護者においては「相談相手がいない」「自分のための時間が少ない」等の苛立(いらだ)ちがあります。子育てひろば「あんりーる」の利用促進や、子育て支援に取り組む各種団体の協力を得ながら、より一層積極的に家庭教育に関する施策を関連部局との連携により充実していく必要があります。

今後、学校、家庭、地域社会が連携し、家庭と地域の教育力をより質の高いものにし、成熟社会における学習環境の整備や青少年の健やかな育成に地域全体で取り組んでいく必要があります。そのために、今後地域に住む一人一人が地域に親しみをもち、住民同士の交流につながる社会教育活動を進められるよう努めます。

③社会教育関係団体の活性化推進

これまで、社会教育関係団体が築いてきた歴史と他市町村にもつながる広がりや社会的影響力などを見ると、本町の社会教育に果たしてきた役割は大きいものがあります。その社会教育関係団体の中には青少年育成センター、PTA連合会、婦人会、スポーツ少年団、体育協会、伝統文化保存団体等があります。

しかし、団体の中には長い歩みの中で、参加者の価値観の多様化、団体指導者の固定化、高齢化及び組織の硬直化、活動の定型化等により町民の学習ニーズに応えられていない場合もあります。

町は、これまでも団体に対して事業を共催、後援、補助金を交付する等団体の活動を支援してきました。今後は団体の自主・自立が一層図られるよう、情報の提供や指導者の育成、学習相談等に力点を置き、団体の活動を活性化させるよう努めます。

④ NPO・ボランティア団体等との連携

平成１０年の生涯学習審議会答申『社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について』の中では、『NPO 法』の成立に触れ、民間の諸活動の活性化への対応として「民間活動について環境の整備や支援を行うとともに、ボランティア団体をはじめとする NPO・民間団体との連携協力を進めることが必要」としています。

本町においても、生涯にわたる学習機会の提供と活動の充実を図るため、民間団体との連携協力を推進していきます。

（３）人権教育の推進

①基本理念

本町では、人権行政を重要施策に位置づけ、人権条例を施行し、人権施策推進本部を設置しています。私たちの人権意識は高くなっていますが、社会がグローバル化するなかで、多様な文化や個性をもった人々との共生も求められています。

今後においても、これまでの同和教育・啓発の成果と手法を生かした人権教育・啓発活動の取組をより一層推進し、基本的人権の確立と人権尊重の理念を深く理解し、「人権と共生」の時代を切りひらく人権教育と啓発に努めます。

②就学前における人権教育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。この時期に一人一人の子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって重要です。生きる力と仲間や命を大切にする思

いやりのある人間としての基礎を培う等、人権を尊重する態度や感性を育む人権教育の充実に努めます。

また幼稚園においては、さまざまな体験を通して子どもに自然や美しいものに感動する柔らかな感性、正義感や公平さを重んじる心、生命を尊重する心等「生きる力」の核となる豊かな人間性を育む心の教育の充実を図ります。

③学校教育における人権教育

人権教育を進めるにあたっては、人権についての知識を深めていくと同時に、人権問題を直感的にとらえる感性及び人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚（人権感覚）を育てることが重要です。この「人権感覚」を子どもたちに分かりやすい言葉で表現するならば、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」であるということができます。そのことを単に理解するだけではなく、態度や行動に現せる人権教育に努めます。

④学校、 家庭、 地域の連携推進

子どもは家庭、学校、地域の中で日々過ごしています。人権教育の成果をあげるために、学校が家庭、地域と連携する中で人権教育を推進する必要があります。連携にあたっては家庭や地域の大人たちが人権尊重の理念について十分認識していることが大切であり、子どもの取り組みを大人の啓発につなげる工夫や、子どもと保護者が一緒に活動する等の工夫が必要です。また、地域社会との連携を強化しつつ、高齢者や障がいのある人との交流や地域課題に取り組むなど、社会性や豊かな人間性を育むための取組を図ります。

⑤地域社会における人権教育

〇人権尊重のまちづくり

人は、それぞれ顔が異なるように望みや考えも違います。その違いが個性であり、その違いをお互いに認めあうことこそ、基本的人権の尊重だと言えます。一人一人の違いや個性を、家庭、学校や職場、さらには地域社会で尊重することや、差別を『しない、させない、許さない』という不断の努力が、人権尊重のまちづくりに結びつくと考えられます。

すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、地域社会において、住民一人一人が人権問題を自分自身の問題として捉え、その解決に取り組む実践的な態度を育てるとともに、すべての人の自立と自己実現が図られるよう支援していきます。

〇多様な学習機会の充実

乳幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、それぞれのライフサイクルに対

応して、人権に関する多様な学習機会の提供に努めます。また、公民館等の地域の公共施設における人権学習を充実させるとともに、地域住民の交流を促進します。

〇指導・推進者の育成・充実

人権及び人権問題に関する幅広い見識と、それに基づいた実践力を身に付けた熱意のある指導者の育成を図ります。

⑥企業職域における人権教育

各事業所は社会の一員として大きな役割を担っており、差別のない明るい社会の実現のためには、事業所における人権問題に対する取組を進め、また公正な採用選考を行うことが不可欠です。徳島県では、事業所に「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を勧奨しています。

本町でも、事業所の人権問題等への取組では、公正採用選考人権啓発推進員が重要な役割を担っていますので、未設置の事業所への働きかけを行います。また、従業員の採用・選考に最も影響を持つ経営者・管理者の理解が不可欠であり、こうした観点からも人権問題研修への参加を呼びかけています。

（４）環境教育の推進

現在、地球をとりまく環境が大きく変化しており、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、特に東日本大震災の後、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。学校教育においても子どもたちに環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術や態度を身につけさせることが強く求められています。現在町内の各幼・小・中学校ではごみの分別やリサイクル活動に積極的に取り組んでいます。しかし、豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など、環境への負荷を少なくし、持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、半田、貞光、一宇地区の花づくり活動や、地域住民による環境保全活動（町内一斉清掃等）を継続させたり、環境を守ることの大切さについて学ぶことのできる講演会を開催するなど、町民がさまざまな機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。

また、２１世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義を有していることを認識し、人間と環境との関わりについて正しい知識を持って、自らの責任ある行動がとれる、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成することを目指します。

今後も地域の自然を大切にするなど、環境問題を身の回りのことから段階的に地球規模の視野で捉えることができるようにするために、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた環境教育をすすめます。また、学校で学んだことを家庭や地域にも普及させていこうとする、豊かな感性と主体的に判断し実践する力を育成するために、家庭や地域、関係機関と連携しながら、環境教育に関する取組を進めていきます。

（５）スポーツ施設の整備・有効活用の促進

本町ではスポーツセンター、各小中学校体育館、ゲートボール場、ゆうゆうぱーくなど数多くの施設を町民の生涯スポーツ活動の場として広く開放し、その多くは非常に高い稼働率となっております。本町における体育施設は、地域住民にとって最も身近な施設であり、地域スポーツの拠点に加え、スポーツを通じたコミュニティの拠点として重要な役割を果たしているといえます。

スポーツ活動は、何よりもまず身近な場所で気軽に多様なスポーツが楽しめるということが重要です。多様で身近なスポーツ施設の整備は「好きなときに、だれでも、レベルを問わず」スポーツを楽しむための基礎的な条件となります。

そのため、町民スポーツの拠点施設としての地域体育館施設等の整備はもとより、まちづくりと一体となったスポーツ環境の整備を進めていきます。

また、既存のスポーツ施設は町民のニーズに合わせたものに改修し、さらに生活圏にある各種公共施設、民間施設などを身近なスポーツ施設として活用できるよう努めます。

学校体育施設は、児童・生徒の多様な学習活動の場としての利用とともに、スポーツを中心に、レクリエーション、文化、福祉活動等も含めて、地域住民がさまざまな分野で生涯学習活動を行う地域コミュニティの拠点施設としての機能も期待されています。高齢化の進行を踏まえた生涯学習、スポーツ活動の推進のため休校・廃校となった学校施設の利活用を積極的に進めることも必要です。地域住民の身近なスポーツ活動、生涯学習、コミュニティ形成の場として有効活用できるよう、学校の実態に応じた開放を促進します。

（６）各種スポーツ団体の活動推進

①つるぎ町総合型地域スポーツクラブ「くらぶつるぎっこ」

平成１２年度に策定された国の「スポーツ振興基本計画」の中、本町では平成２４年につるぎ町総合型地域スポーツクラブ「くらぶつるぎっこ」を創設しました。「くらぶつるぎっこ」は気軽に健康づくりやスポーツ、文化活動、コ

ミュニティづくりを楽しむ交流の場をつくることを目的とし、どこでも、いつでも、だれでもスポーツに親しみ元気な生活を送ることができるような、生涯スポーツ社会を実現しようと活動しています。

「くらぶつるぎっこ」レスリング教室

「くらぶつるぎっこ」には、レスリング教室、陸上教室等があり、幼・小・中学生から大人までを対象にした、～たのしい・おもしろい・さわやかな教室～をめざして活動しています。これらの各種活動を通して、運動に対する興味関心を誘起させ、クラブ運営を担う次世代の人材確保を努めていきます。

②美馬郡陸上競技協会

美馬郡陸上競技協会は、美馬郡内の陸上競技全般の普及発展と体育文化の健全な向上を目的としています。徳島駅伝美馬郡チームの強化・編成や長距離記録会の開催も主な活動となっており、旧美馬郡時代には第４９回～５１回大会まで３連覇を果たすなど輝かしい成績を残しました。近年、市町村合併により区域が美馬市と美馬郡に分かれたことで選手層が希薄となりましたが、新戦力の発掘に努め、全力で取り組む選手を最大限にサポートし、チーム一丸となって上位を目指します。

また徳島駅伝だけでなく、平成２１年度から開催している、ゆうゆうぱーく陸上競技大会で、一般の参加を促すなど、幅広い層の住民参加による陸上競技の普及に努めます。

③つるぎ町体育協会

つるぎ町体育協会は、野球、サッカーなどの球技、剣道、空手などの武道、カローリングなど、年齢、種目を問わない、１２の部により構成されており、各部において町内大会を自主的に運営しています。

これからも、スポーツを通じて住民が気軽に体育活動ができる基盤を整備し、子ども・大人・お年よりという世代や、障がい等の有無に関わらず、町民全ての、心身の健全な育成を行う生涯スポーツが根付いた地域となるよう、意識の醸成に努めます。

（7）スポーツ活動の普及促進

町民のスポーツ活動の多様化により、さまざまなスポーツ事業についても町民のニーズに対応し、常に現行の事業を見直しつつ、その内容を充実していきます。

また、町民のスポーツの振興という観点からは、スポーツ活動をしている人々への対応とともに、スポーツ活動をしていない人々に働きかけ、参加につなげていくことも重要です。スポーツ活動への参加を促すスポーツ教室や地域での事業、子どもの頃からスポーツに親しむ環境づくり、親子でスポーツに参加できる事業などを実施するとともに、町民が手軽に楽しめるニュースポーツの普及・振興などを進めます。高齢者や障がいのある人、あるいはその他のいろいろな条件によってスポーツをしていない人も気軽に体を動かすことができ、積極的にスポーツに親しみ社会参加できるよう、町民スポーツの枠を広げていきます。さらに健康・体力づくりに関する相談・指導と町民スポーツへの取組を関連づける事業の実施など、保健福祉部門との連携を強めていきます。

３　生涯学習の推進

（１）青少年の健全育成の推進

①学校・警察・家庭・地域社会との連携の充実

近年、少子高齢化、核家族化や高度情報化等の社会の急激な変化により、青少年を取り巻く環境はますます深刻になっています。不審者の出没、子どもを狙った犯罪は後を絶たず、学校でのいじめや不登校、家庭での児童虐待、インターネットやスマートフォン等によるトラブルも多発しています。現代社会の中でさまざまな課題を抱えている青少年の自立心や規範意識等をはぐくむためには、地域が子どもや家庭を支援できる体制づくりを整備することが大切です。

本町では、青少年育成センターを中心に、学校、警察、家庭、地域社会が緊密な連携を図り、青少年の健全育成を推進します。少年相談では子どもや保護者を対象に相談を受け、これに対して適切な指導・助言や自立支援を積極的に行います。

また、青少年育成センターでは町内の小・中学校に向けて、薬物乱用防止やインターネットの利用、交通ルールや防犯についての情報を発信していきます。さらに、非行防止標語を募集して子どもたちの非行防止への意識を高める等、啓発活動にも積極的に取り組んでいきます。

②補導員の資質向上・パトロール活動の充実

青少年の問題は社会経済情勢の変化、家族の変化、地域社会の変化に伴って変化し続けるため、その変化に応じて適切に対応していくことが求められます。

本町の青少年育成センターでは、地域、学校、PTA で組織される補導員を対象に毎年研修会を催し、青少年の今日的課題と対応について学び、補導員としての研鑽に努めています。毎日の町内パトロール活動の他、警察や近隣の青少年育成センターと連携した列車補導や夏季・冬季休業中の特別街頭補導を行い、子どもたちの生活の安全を見守っています。

さらに、インターネット上のトラブルを未然に防止するために、補導員がインターネットの有害サイトへの接続を制限するフィルタリング（※ 5）設定の啓発活動を続けています。青少年育成センターでは、今後も高度情報化社会に対応する社会環境作りに向けた取組を拡充していきます。

※5 フィルタリングとは、データをふるいにかけて分類すること。指定した条件において、通信を許可するか遮断したりする機能を指す。

（２）生涯学習活動の充実

①町民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応

科学技術の高度化、情報化、高学歴化、少子高齢化等が進む中で、私たちのライフスタイルの変化や価値観の多様化が見られます。また、物質的な面の豊かさに加え、精神的な面での豊かさと自己実現を求めることから、高度で多様な学習機会を提供する必要が生じています。また、近年の経済状況を反映し、転職・起業等により人材の流動化も高まり、リカレント教育（※ 6）への対応も必要となっています。

本町では、それらへの対応として、就業改善センターの図書室の土日開放、徳島県立図書館と連携した移動図書館や公民館活動としての各種教室の開催等を展開しています。特に「シルバー学園」の活動は本町独自の生涯学習の場であり、過疎化が進み高齢化率が４５％を突破した本町においては、６０歳以上だれでも入園できる町内一の生徒数を誇る学園となっています。

本園の大きな特色は、学園生自ら講師を務めるなど、深い人生経験を生かして、自分たちが運営をするという意識をもって活動を続けていることです。今後も各種学習機関との連携を図りながら、時代を先取りする学園をめざし、変化する時代に対応し知識を獲得する学習の場として、健康と友情に恵まれた、生きがいを実感できる福祉の場をめざし、町民の豊かな学習機会の確保に努めます。

（※ 6）リカレント教育とは、義務教育や基礎教育を終えて労働に従事するようになってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システムのこと。

②地域社会及び家庭環境の変化への対応

本町においても核家族化、高齢化、少子化の進展等により、地域社会や家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。多くの保護者が、子どものしつけ、教育に悩みや不安を抱えており、幼児の保護者においては「相談相手がいない」「自分のための時間が少ない」等の苛立(いらだ)ちがあります。子育てひろば「あんりーる」の利用促進や、子育て支援に取り組む各種団体の協力を得ながら、より一層積極的に家庭教育に関する施策を関連部局との連携により充実していく必要があります。

今後、学校、家庭、地域社会が連携し、家庭と地域の教育力をより質の高いものにし、成熟社会における学習環境の整備や青少年の健やかな育成に地域全体で取り組んでいく必要があります。そのために、今後地域に住む一人一人が地域に親しみをもち、住民同士の交流につながる社会教育活動を進められるよう努めます。

③社会教育関係団体の活性化推進

これまで、社会教育関係団体が築いてきた歴史と他市町村にもつながる広がりや社会的影響力などを見ると、本町の社会教育に果たしてきた役割は大きいものがあります。その社会教育関係団体の中には青少年育成センター、PTA連合会、婦人会、スポーツ少年団、体育協会、伝統文化保存団体等があります。

しかし、団体の中には長い歩みの中で、参加者の価値観の多様化、団体指導者の固定化、高齢化及び組織の硬直化、活動の定型化等により町民の学習ニーズに応えられていない場合もあります。

町は、これまでも団体に対して事業を共催、後援、補助金を交付する等団体の活動を支援してきました。今後は団体の自主・自立が一層図られるよう、情報の提供や指導者の育成、学習相談等に力点を置き、団体の活動を活性化させるよう努めます。

④ NPO・ボランティア団体等との連携

平成１０年の生涯学習審議会答申『社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について』の中では、『NPO 法』の成立に触れ、民間の諸活動の活性化への対応として「民間活動について環境の整備や支援を行うとともに、ボランティア団体をはじめとする NPO・民間団体との連携協力を進めることが必要」としています。

本町においても、生涯にわたる学習機会の提供と活動の充実を図るため、民間団体との連携協力を推進していきます。

（３）人権教育の推進

①基本理念

本町では、人権行政を重要施策に位置づけ、人権条例を施行し、人権施策推進本部を設置しています。私たちの人権意識は高くなっていますが、社会がグローバル化するなかで、多様な文化や個性をもった人々との共生も求められています。

今後においても、これまでの同和教育・啓発の成果と手法を生かした人権教育・啓発活動の取組をより一層推進し、基本的人権の確立と人権尊重の理念を深く理解し、「人権と共生」の時代を切りひらく人権教育と啓発に努めます。

②就学前における人権教育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。この時期に一人一人の子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって重要です。生きる力と仲間や命を大切にする思

いやりのある人間としての基礎を培う等、人権を尊重する態度や感性を育む人権保育の充実に努めます。

また幼稚園においては、さまざまな体験を通して子どもに自然や美しいものに感動する柔らかな感性、正義感や公平さを重んじる心、生命を尊重する心等「生きる力」の核となる豊かな人間性を育む心の教育の充実を図ります。。

③学校教育における人権教育

人権教育を進めるにあたっては、人権についての知識を深めていくと同時に、人権問題を直感的にとらえる感性及び人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚（人権感覚）を育てることが重要です。この「人権感覚」を子どもたちに分かりやすい言葉で表現するならば、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」であるということができます。そのことを単に理解するだけではなく、態度や行動に現せる人権教育に努めます。

④学校、 家庭、 地域の連携推進

子どもは家庭、学校、地域の中で日々過ごしています。人権教育の成果をあげるために、学校が家庭、地域と連携する中で人権教育を推進する必要があります。連携にあたっては家庭や地域の大人たちが人権尊重の理念について十分認識していることが大切であり、子どもの取り組みを大人の啓発につなげる工夫や、子どもと保護者が一緒に活動する等の工夫が必要です。また、地域社会との連携を強化しつつ、高齢者や障がいのある人との交流や地域課題に取り組むなど、社会性や豊かな人間性を育むための取組を図ります。

⑤地域社会における人権教育

〇人権尊重のまちづくり

人は、それぞれ顔が異なるように望みや考えも違います。その違いが個性であり、その違いをお互いに認めあうことこそ、基本的人権の尊重だと言えます。一人一人の違いや個性を、家庭、学校や職場、さらには地域社会で尊重することや、差別を『しない、させない、許さない』という不断の努力が、人権尊重のまちづくりに結びつくと考えられます。

すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、地域社会において、住民一人一人が人権問題を自分自身の問題として捉え、その解決に取り組む実践的な態度を育てるとともに、すべての人の自立と自己実現が図られるよう支援していきます。

〇多様な学習機会の充実

乳幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、それぞれのライフサイクルに対

応して、人権に関する多様な学習機会の提供に努めます。また、公民館等の地域の公共施設における人権学習を充実させるとともに、地域住民の交流を促進します。

〇指導・推進者の育成・充実

人権及び人権問題に関する幅広い見識と、それに基づいた実践力を身に付けた熱意のある指導者の育成を図ります。

⑥企業職域における人権教育

各事業所は社会の一員として大きな役割を担っており、差別のない明るい社会の実現のためには、事業所における人権問題に対する取組を進め、また公正な採用選考を行うことが不可欠です。徳島県では、事業所に「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を勧奨しています。

本町でも、事業所の人権問題等への取組では、公正採用選考人権啓発推進員が重要な役割を担っていますので、未設置の事業所への働きかけを行います。また、従業員の採用・選考に最も影響を持つ経営者・管理者の理解が不可欠であり、こうした観点からも人権問題研修への参加を呼びかけています。

（４）環境教育の推進

現在、地球をとりまく環境が大きく変化しており、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、特に東日本大震災の後、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。学校教育においても子どもたちに環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術や態度を身につけさせることが強く求められています。現在町内の各幼・小・中学校ではごみの分別やリサイクル活動に積極的に取り組んでいます。しかし、豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など、環境への負荷を少なくし、持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、半田、貞光、一宇地区の花づくり活動や、地域住民による環境保全活動（町内一斉清掃等）を継続させたり、環境を守ることの大切さについて学ぶことのできる講演会を開催するなど、町民がさまざまな機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。

また、２１世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義を有していることを認識し、人間と環境との関わりについて正しい知識を持って、自らの責任ある行動がとれる、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成することを目指します。

今後も地域の自然を大切にするなど、環境問題を身の回りのことから段階的に地球規模の視野で捉えることができるようにするために、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた環境教育をすすめます。また、学校で学んだことを家庭や地域にも普及させていこうとする、豊かな感性と主体的に判断し実践する力を育成するために、家庭や地域、関係機関と連携しながら、環境教育に関する取組を進めていきます。

（５）スポーツ施設の整備・有効活用の促進

本町ではスポーツセンター、各小中学校体育館、ゲートボール場、ゆうゆうぱーくなど数多くの施設を町民の生涯スポーツ活動の場として広く開放し、その多くは非常に高い稼働率となっております。本町における体育施設は、地域住民にとって最も身近な施設であり、地域スポーツの拠点に加え、スポーツを通じたコミュニティの拠点として重要な役割を果たしているといえます。

スポーツ活動は、何よりもまず身近な場所で気軽に多様なスポーツが楽しめるということが重要です。多様で身近なスポーツ施設の整備は「好きなときに、だれでも、レベルを問わず」スポーツを楽しむための基礎的な条件となります。

そのため、町民スポーツの拠点施設としての地域体育館施設等の整備はもとより、まちづくりと一体となったスポーツ環境の整備を進めていきます。

また、既存のスポーツ施設は町民のニーズに合わせたものに改修し、さらに生活圏にある各種公共施設、民間施設などを身近なスポーツ施設として活用できるよう努めます。

学校体育施設は、児童・生徒の多様な学習活動の場としての利用とともに、スポーツを中心に、レクリエーション、文化、福祉活動等も含めて、地域住民がさまざまな分野で生涯学習活動を行う地域コミュニティの拠点施設としての機能も期待されています。高齢化の進行を踏まえた生涯学習、スポーツ活動の推進のため休校・廃校となった学校施設の利活用を積極的に進めることも必要です。地域住民の身近なスポーツ活動、生涯学習、コミュニティ形成の場として有効活用できるよう、学校の実態に応じた開放を促進します。

（６）各種スポーツ団体の活動推進

①つるぎ町総合型地域スポーツクラブ「くらぶつるぎっこ」

平成１２年度に策定された国の「スポーツ振興基本計画」の中、本町では平成２４年につるぎ町総合型地域スポーツクラブ「くらぶつるぎっこ」を創設しました。「くらぶつるぎっこ」は気軽に健康づくりやスポーツ、文化活動、コ

ミュニティづくりを楽しむ交流の場をつくることを目的とし、どこでも、いつでも、だれでもスポーツに親しみ元気な生活を送ることができるような、生涯スポーツ社会を実現しようと活動しています。

「くらぶつるぎっこ」レスリング教室

「くらぶつるぎっこ」には、レスリング教室、陸上教室等があり、幼・小・中学生から大人までを対象にした、～たのしい・おもしろい・さわやかな教室～をめざして活動しています。これらの各種活動を通して、運動に対する興味関心を誘起させ、クラブ運営を担う次世代の人材確保を努めていきます。

②美馬郡陸上競技協会

美馬郡陸上競技協会は、美馬郡内の陸上競技全般の普及発展と体育文化の健全な向上を目的としています。徳島駅伝美馬郡チームの強化・編成や長距離記録会の開催も主な活動となっており、旧美馬郡時代には第４９回～５１回大会まで３連覇を果たすなど輝かしい成績を残しました。近年、市町村合併により区域が美馬市と美馬郡に分かれたことで選手層が希薄となりましたが、新戦力の発掘に努め、全力で取り組む選手を最大限にサポートし、チーム一丸となって上位を目指します。

また徳島駅伝だけでなく、平成２１年度から開催している、ゆうゆうぱーく陸上競技大会で、一般の参加を促すなど、幅広い層の住民参加による陸上競技の普及に努めます。

③つるぎ町体育協会

つるぎ町体育協会は、野球、サッカーなどの球技、剣道、空手などの武道、カローリングなど、年齢、種目を問わない、１２の部により構成されており、各部において町内大会を自主的に運営しています。

これからも、スポーツを通じて住民が気軽に体育活動ができる基盤を整備し、子ども・大人・お年よりという世代や、障がい等の有無に関わらず、町民全ての、心身の健全な育成を行う生涯スポーツが根付いた地域となるよう、意識の醸成に努めます。

（7）スポーツ活動の普及促進

町民のスポーツ活動の多様化により、さまざまなスポーツ事業についても町民のニーズに対応し、常に現行の事業を見直しつつ、その内容を充実していきます。

また、町民のスポーツの振興という観点からは、スポーツ活動をしている人々への対応とともに、スポーツ活動をしていない人々に働きかけ、参加につなげていくことも重要です。スポーツ活動への参加を促すスポーツ教室や地域での事業、子どもの頃からスポーツに親しむ環境づくり、親子でスポーツに参加できる事業などを実施するとともに、町民が手軽に楽しめるニュースポーツの普及・振興などを進めます。高齢者や障がいのある人、あるいはその他のいろいろな条件によってスポーツをしていない人も気軽に体を動かすことができ、積極的にスポーツに親しみ社会参加できるよう、町民スポーツの枠を広げていきます。さらに健康・体力づくりに関する相談・指導と町民スポーツへの取組を関連づける事業の実施など、保健福祉部門との連携を強めていきます。

４　地域･伝統文化の振興と推進

（１）地域文化の継承と振興

地域文化の継承・振興、担い手の育成とは、地域固有の文化を現代において再現することであり、これらの作業は地域社会の活性化に直接つながっていきます。

さらに、地域住民が主体となって行う一連の活動は、地域活性化のためというプレッシャーの下での義務感によってではなく、一人一人が楽しんで参画していくことが何よりも大切です。地域のため、地域社会の中の義務作業、という特別な意気込みではなく、特技を活かして有志グループで始めた活動が、思わぬ新たなアイデアや創造性を生み出し、結果として地域社会の活性化につながるといったことも少なくありません。伝統文化が息づく地域社会を背景に大人たちが楽しく暮らす姿勢は、次世代を担う子どもたちに地域の魅力が自然に伝わっていく最も効果的な方法なのです。

地域文化のさらなる発展には、単に現状の維持にとどまらず、伝統文化の後世への継承方法も含めて、さまざまな地域への情報発信・情報交換を試みていくことが効果的です。

太田小学校：運動会での廻り踊り

地域固有の文化の価値発見の方法、新たな担い手の創出方法と支援方策、文化のアレンジ、再生と創造等、オリジナリティ溢れる経緯と効果を伝統文化と共に情報発信していくことで、新たな地域間交流を生みだすでしょう。それは同時に、地元地域のやり方が外部評価にさらされ、新たな課題を生むことになるかもしれません。しかし、さまざまな形態による情報交換により、地域のノウハウや新しい情報を得ることにもつながり、より地元地域に適した魅力的な

マネジメントを行う力をつけ、地域社会は成長していきます。

力強く活気があり安定した地域社会の維持・継承と発展、そこで生き生きと活動する大人の姿は、必ず次世代の子どもたちに通じるものであり、安心して定住できる地域づくりにつながります。伝統文化が息づく地域社会を維持・継承し、美しい中山間地区の総合的な魅力を引きだしていくよう努めます。

（２）文化財の保護と活用の促進

① 文化財の保護と活用

文化財保護法第１条は「この法律は、文化財を保存し、且つその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と規定し、保存と活用は文化財保護の重要な柱と位置付けています。本町には、国指定天然記念物「赤羽根大師（あかばねだいし）のエノキ」や県指定の有形文化財７件、県指定天然記念物８件、県指定民俗文化財２件、町指定文化財５３件、国登録有形文化財１２件など、数多くの有形・無形文化財、天然記念物などが残されています。これらの文化財が先人たちのたゆまぬ努力によりはるばる令和の時代まで受け継がれてきたことで、今でも私たちは残された文化財を生きた教材とし、日本古来の伝統的な建築や風習、また地域が歩んできた歴史などを振り返り、学ぶことが可能となっています。

これらの豊富な地域資源を活用してまちづくりに生かすため、一つでも多くの文化財を未来へと継承していくための保護管理に努め活用します。

②学習素材としての文化財

教育のあり方が見直される中で、体験を重視した指導方法へと重点が移ってきており、その素材として活用できるような形で文化財を保存・継承することが必要となっています。

本町においては、小学校や中学校の総合的な学習の時間に、地域の歴史や史跡について文化財保護審議会委員による講習などを組み込み、学習を進めてきましたが、今後もさらに多くの子どもたちが地域の歴史に親しめるように、さまざまな取組を検討していく必要があると考えます。こうした変化は、文化財の新しい利用の可能性に光を当てるとともに、保護の主体やその方法など、従来の保護と活用のあり方に見直しを迫るものといえます。今後も、古い社寺や堂宇、町屋、民家、史跡、伝統行事・伝統産業等の歴史的・文化的遺産が失われていくのを防ぎ、これらを将来にわたって保存・継承するために、広く町民の関心を高め､その理解を得るとともに行政の息の長い取組を進めていきます。

③巨樹王国

巨樹とは、地上から１．３メートルの高さで幹周が３メートル以上になる樹木のことをいいます。本町には、日本一の赤羽根大師のエノキをはじめ四国一の巨樹が２本、県内一が５本、評価の高い樹木が１１種２５本確認されており、全国的に見ても類まれな巨樹の里であることから、「巨樹王国」を標榜しています。

この地域資源と文化財を有効に活用するため、本町では巨樹ツアーなどを開催してきました。地域住民で構成された「つるぎの達人（つるぎ町主催の［観光案内人養成講座］を受講し、町の認定を受けた観光案内のスペシャリスト）」による観光案内など、自然環境をテーマとして住民と協働する地域づくりを展開し、地域の活性化と文化財を活かした観光産業の振興を図る必要があります。そのためには、自然や文化の保全についてのルールづくりやガイドの養成、住民の共通理解を得ることが課題であり、これらを踏まえて交流観光を推進していきます。

国指定天然記念物　赤羽根大師のエノキ

（３）芸術・文化活動の充実

①児童・生徒への芸術鑑賞の機会、創作発表機会の提供

小・中学校、児童・生徒作品展、音楽会などを関係団体と連携して開催し、未就学児、小中学生の芸術鑑賞や創作発表の機会の提供をします。また、国や県からの補助を受けた芸術体験事業等も積極的に取り入れ、本物の芸術に触れる機会を増やしていきます。

② 町民への芸術鑑賞の機会、創作発表機会の提供

講演会や展覧会・音楽鑑賞会などの魅力ある文化行事の企画・開催を住民との協働のもとに進め、多様で優れた芸術・文化を鑑賞する機会の充実に努めます。また、関係機関と連携して町民の各種文化活動の成果を発表・展示する文化祭や町民参加の芸能祭など、芸術鑑賞や創作発表の機会の充実に努めます。

③創作活動や練習ができる環境づくり

芸術文化活動を行う場として主に利用されている就業改善センターや公民館等を、創作活動や練習にも利用できるよう支援します。また、生涯学習として芸術文化活動を行う人に対しての講座の開催や、指導者紹介等の支援を行います。

④ 芸術文化を担う団体の支援

文化協会をはじめとする芸術文化団体は実績発表会を開催し、学校や織本屋、就業改善センターなどで作品展示と芸能発表会を行い、日頃の学習の成果を発表し、本町の芸術文化振興に大きな役割を果たしてきました。また、町民文芸誌を毎年発行し、創刊以来これまでに町民に愛読され、読者の心のよりどころとして貢献しています。情緒豊かで潤いのあるまちづくりのために、さらなる芸術文化団体の活動を強化し、育成するための支援や助成を行います。

⑤芸術・文化団体、指導者の育成

本町に暮らす人々の生活の中に息づいてきた、商家の賑わいを今に伝える「二層うだつの町並み」、伝統・民俗芸能である 「天の岩戸神楽」、「雨乞い踊り」、「踊り念仏」、「廻り踊り」などを保存・伝承するとともに、各種芸術・文化団体の育成・支援に努め、指導者やボランティアを育成・確保し、住民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。特に文化の担い手を育成するため、子どもを対象にした取り組みの充実を図ります。

天の岩戸神楽

４　地域･伝統文化の振興と推進

（１）地域文化の継承と振興

地域文化の継承・振興、担い手の育成とは、地域固有の文化を現代において再現することであり、これらの作業は地域社会の活性化に直接つながっていきます。

さらに、地域住民が主体となって行う一連の活動は、地域活性化のためというプレッシャーの下での義務感によってではなく、一人一人が楽しんで参画していくことが何よりも大切です。地域のため、地域社会の中の義務作業、という特別な意気込みではなく、特技を活かして有志グループで始めた活動が、思わぬ新たなアイデアや創造性を生み出し、結果として地域社会の活性化につながるといったことも少なくありません。伝統文化が息づく地域社会を背景に大人たちが楽しく暮らす姿勢は、次世代を担う子どもたちに地域の魅力が自然に伝わっていく最も効果的な方法なのです。

地域文化のさらなる発展には、単に現状の維持にとどまらず、伝統文化の後世への継承方法も含めて、 さまざまな地域への情報発信・情報交換を試みていくことが効果的です。

太田小学校：運動会での廻り踊り

地域固有の文化の価値発見の方法、新たな担い手の創出方法と支援方策、文化のアレンジ、再生と創造等、オリジナリティ溢れる経緯と効果を伝統文化と共に情報発信していくことで、新たな地域間交流を生みだすでしょう。それは同時に、地元地域のやり方が外部評価にさらされ、新たな課題を生むことになるかもしれません。しかし、さまざまな形態による情報交換により、地域のノウハウや新しい情報を得ることにもつながり、より地元地域に適した魅力的な

マネジメントを行う力をつけ、地域社会は成長していきます。

力強く活気があり安定した地域社会の維持・継承と発展、そこで生き生きと活動する大人の姿は、必ず次世代の子どもたちに通じるものであり、安心して定住できる地域づくりにつながります。伝統文化が息づく地域社会を維持・継承し、美しい中山間地区の総合的な魅力を引きだしていくよう努めます。

（２）文化財の保護と活用の促進

① 文化財の保護と活用

文化財保護法第１条は「この法律は、文化財を保存し、且つその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と規定し、保存と活用は文化財保護の重要な柱と位置付けています。本町には、国指定天然記念物「赤羽根大師（あかばねだいし）のエノキ」や県指定の有形文化財７件、県指定天然記念物８件、県指定民俗文化財２件、町指定文化財５３件、国登録有形文化財１２件など、数多くの有形・無形文化財、天然記念物などが残されています。これらの文化財が先人たちのたゆまぬ努力によりはるばる令和の時代まで受け継がれてきたことで、今でも私たちは残された文化財を生きた教材とし、日本古来の伝統的な建築や風習、また地域が歩んできた歴史などを振り返り、学ぶことが可能となっています。

これらの豊富な地域資源を活用してまちづくりに生かすため、一つでも多くの文化財を未来へと継承していくための保護管理に努め活用します。

②学習素材としての文化財

教育のあり方が見直される中で、体験を重視した指導方法へと重点が移ってきており、その素材として活用できるような形で文化財を保存・継承することが必要となっています。

本町においては、小学校や中学校の総合的な学習の時間に、地域の歴史や史跡について文化財保護審議会委員による講習などを組み込み、学習を進めてきましたが、今後もさらに多くの子どもたちが地域の歴史に親しめるように、さまざまな取組を検討していく必要があると考えます。こうした変化は、文化財の新しい利用の可能性に光を当てるとともに、保護の主体やその方法など、従来の保護と活用のあり方に見直しを迫るものといえます。今後も、古い社寺や堂宇、町屋、民家、史跡、伝統行事・伝統産業等の歴史的・文化的遺産が失われていくのを防ぎ、これらを将来にわたって保存・継承するために、広く町民の関心を高め､その理解を得るとともに行政の息の長い取組を進めていきます。

③巨樹王国

巨樹とは、地上から１．３メートルの高さで幹周が３メートル以上になる樹木のことをいいます。本町には、日本一の赤羽根大師のエノキをはじめ四国一の巨樹が２本、県内一が５本、評価の高い樹木が１１種２５本確認されており、全国的に見ても類まれな巨樹の里であることから、「巨樹王国」を標榜しています。

この地域資源と文化財を有効に活用するため、本町では巨樹ツアーなどを開催してきました。地域住民で構成された「つるぎの達人（つるぎ町主催の［観光案内人養成講座］を受講し、町の認定を受けた観光案内のスペシャリスト）」による観光案内など、自然環境をテーマとして住民と協働する地域づくりを展開し、地域の活性化と文化財を活かした観光産業の振興を図る必要があります。そのためには、自然や文化の保全についてのルールづくりやガイドの養成、住民の共通理解を得ることが課題であり、これらを踏まえて交流観光を推進していきます。

国指定天然記念物　赤羽根大師のエノキ

（３）芸術・文化活動の充実

①児童・生徒への芸術鑑賞の機会、創作発表機会の提供

小・中学校、児童・生徒作品展、音楽会などを関係団体と連携して開催し、未就学児、小中学生の芸術鑑賞や創作発表の機会の提供をします。また、国や県からの補助を受けた芸術体験事業等も積極的に取り入れ、本物の芸術に触れる機会を増やしていきます。

② 町民への芸術鑑賞の機会、創作発表機会の提供

講演会や展覧会・音楽鑑賞会などの魅力ある文化行事の企画・開催を住民との協働のもとに進め、多様で優れた芸術・文化を鑑賞する機会の充実に努めます。また、関係機関と連携して町民の各種文化活動の成果を発表・展示する文化祭や町民参加の芸能祭など、芸術鑑賞や創作発表の機会の充実に努めます。

③創作活動や練習ができる環境づくり

芸術文化活動を行う場として主に利用されている就業改善センターや公民館等を、創作活動や練習にも利用できるよう支援します。また、生涯学習として芸術文化活動を行う人に対しての講座の開催や、指導者紹介等の支援を行います。

④ 芸術文化を担う団体の支援

文化協会をはじめとする芸術文化団体は実績発表会を開催し、学校や織本屋、就業改善センターなどで作品展示と芸能発表会を行い、日頃の学習の成果を発表し、本町の芸術文化振興に大きな役割を果たしてきました。また、町民文芸誌を毎年発行し、創刊以来これまでに町民に愛読され、読者の心のよりどころとして貢献しています。情緒豊かで潤いのあるまちづくりのために、さらなる芸術文化団体の活動を強化し、育成するための支援や助成を行います。

⑤芸術・文化団体、指導者の育成

本町に暮らす人々の生活の中に息づいてきた、商家の賑わいを今に伝える「二層うだつの町並み」、伝統・民俗芸能である 「天の岩戸神楽」、「雨乞い踊り」、「踊り念仏」、「廻り踊り」などを保存・伝承するとともに、各種芸術・文化団体の育成・支援に努め、指導者やボランティアを育成・確保し、住民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。特に文化の担い手を育成するため、子どもを対象にした取り組みの充実を図ります。

天の岩戸神楽

第5章　計画の推進に向けて

１　町民の参画・協働による計画の推進

「地方創生は教育から」といわれるように、教育は学校、家庭、地域の町民一人ひとりが、本町の教育を支える重要な力として協働で取り組むことが重要であり、教える者、教えられる者が教育を通してともに育ち合うということに意味があります。そこで、本町に住む町民一人一人がさまざまな立場で教育に参加・参画していくことは計画を推進していく上では重要なこととなります。

そのため、子ども、保護者、教職員、地域住民及び行政機関等が連携を図り、幅広い町民の参画と協働を得ながら、教育施策を展開していきます。

２　計画の推進と反省

教育振興計画の推進にあたっては、家庭への支援をはじめ町民の主体的な地域活動の促進等、教育委員会のみならず関係各課との調整が必要となることから、総合教育会議とのより密接な連携体制を構築し、取組を進めていきます。

また、計画の現状や推進状況を把握するため、定期的な調査や検討会議を実施し、計画推進に際しての問題点や課題の抽出と対応策について、各種協議の場等を利用して意見を聴取していきます。

３　町民への啓発

教育振興計画は、子ども、保護者、地域住民など、多くの方々の参画と協働により初めて実現することが可能となります。そのためには、教育振興計画の推進と同時に、計画の内容に関する町民への周知を、町の広報誌やホームページをはじめ、イベント等を通じて進めていきます。

◇つるぎ町ホームページ　　https://www.town.tokushima-tsurugi.lg.jp/

つるぎ町教育振興計画策定委員会設置要綱

（設置）
第１条　教育委員長の諮問に応じ、つるぎ町教育振興計画（以下「教育振興計画」という。）の策定及びその実施に関する内容を調査・審議するため、つるぎ町教育振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

（組織）
第２条　策定委員会は、委員１５名以内をもって組織する。
２　委員は、次の各号に掲げる者の中から、教育委員長が委嘱する。
（１）　学識経験を有する者
（２）　関係団体を代表する者または関係団体から推薦を受けた者
（３）　その他教育委員長が必要と認める者

（任期）
第３条　委員の任期は、教育振興計画策定完了までの期間とする。ただし、前条第２項第２号の委員がその職を失った場合は、任期中であっても委員の職を失うものとする。
２　前項の規定により、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第４条　策定委員会に、会長１名及び副会長１名を置く。
２　会長および副会長は、委員の互選により定める。
３　会長は会務を総括し、委員会を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）
第５条　策定委員会は必要に応じて会長が召集し、その会議の議長となる。
２　策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
４　策定委員会には、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、意見を聴することができる。

（庶務）
第６条　策定委員会に関する庶務は、つるぎ町教育委員会事務局において処理する。

附則
この告示は、公布の日から施行する。

基本計画策定委員会　経過

令和元年9月27日	第1回	策定委員会	委員任命・諮問・策定趣旨説明・基本理念
12月18日	第2回	策定委員会	基本目標・計画の構成
令和2年2月18日	第3回	策定委員会	計画素案・計画とりまとめ
3月	つるぎ町教育振興計画第2期　答申・策定		

つるぎ町教育振興計画策定委員会委員名簿

		氏　　名	所　属　等
1	会 長	向 川　　守	学識経験者
2	副会長	篠 原 俊 次	町文化財保護審議会会長
3	委 員	近 藤 恵 子	町社会教育委員会副会長
4	委 員	中 西 俊 治	町中学校校長会会長
5	委 員	阿 部 雅 彦	町小学校校長会会長
6	委 員	武 岡 智 代	町半田幼稚園園長
7	委 員	山 本 久 美	町半田保育所所長
8	委 員	松 井 真 吾	町小学校PTA会長
9	委 員	木 下 淳 夫	町中学校PTA会長
10	委 員	近 藤 正 史	町教育委員会　生涯学習課長
11	委 員	緒 方 光 浩	町公民館館長兼シルバー学園園長
12	委 員	平 岩 真 知	県特別支援教育巡回相談員 特別支援教育コーディネーター
13	委 員	大 中 哲 文	町体育協会会長
14	委 員	山 蔭 貞 治	町総務課長

つるぎ町教育振興計画

令和２年４月

つるぎ町教育委員会

〒779－4101　徳島県美馬郡つるぎ町貞光字宮下６１
TEL　0883－62－2331　FAX　0883－62－2412